

重要事項説明書

(計画相談支援)

(障害児相談支援)

利用者：_____様

事業者： 株式会社ケアサポート りんぐ _____

じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

していけいかくそうだんしえんよう
(指定計画相談支援用)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第5条の規定及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 していけいかくそうだんしえん ていきよう じぎょうしゃ
指定計画相談支援を提供する事業者について

じぎょうしゃめいしやう 事業者名称	かぶしきかいしや 株式会社ケアサポート りんぐ
だいひやうしゃしめい 代表者氏名	黒岩 徹也
ほんしやしよざいち 本社所在地 (連絡先)	おおさかふさかいしみなみくひのお 114 ばんち 大阪府堺市南区檜尾114番地の1 TEL 072-350-9566 FAX 072-350-0385
ほうじんせつりつねんがつび 法人設立年月日	へいせい22ねん9がつ13にち 平成22年9月13日

2 ごりようしゃ していけいかくそうだんしえん たんとう じぎょうしよ
ご利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) じぎょうしよ しよざいちなど
事業所の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	りやういくそうだんしつ せんしゅう療育相談室
さーびすの 主たる対象者	しんたいしやう しゃ 身体障がい者 ちてきしやう しゃ 知的障がい者 しやう じ 障がい児 せいしんしやう しゃ 精神障がい者
さかいししてい 堺市指定 事業所番号	していけいかくそうだんしえん 指定計画相談支援2736400215号(平成30年6月1日指定) 指定障害児相談支援2776400133(令和元年11月1日指定)
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふさかいしみなみくひのお 114 ばんち1 大阪府堺市南区 檜尾114番地1
れんらくさき 連絡先	TEL 072-350-3124 FAX 072-350-3125

そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名	そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょう じっし ちいき 事業実施地域	さかいし さかいく きたく なかく にしく みなみく ひがしく みはらく いずみし 堺市（堺区、北区、中区、西区、南区、東区、美原区） 和泉市、 おおさかさやまし かわちながのし とんだばやしし たかいしし 大阪狭山市、河内長野市、富田林市、高石市
じぎょうしょ おこなう 事業所が行う た していしょう 他の指定障がい ふくし きーびす 福祉サービス とう等	な 無し

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょう もくてき 事業の目的	かぶしきかいしゃ け あ さ ぽー と い か じぎょうしゃ 株式会社ケアサポートリング（以下「事業者」という。）が設置するせ んしゅう 療育相談室（以下「事業所」という。）において実施する指定 けいかく しょうだん し えん じぎょう およ び しょうがい じ しょうだん し えん じぎょう てきせい うんえい かくほ 計画相談支援事業及び障害児相談支援事業の適正な運営を確保する ために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談 し えん して い しょうがい じ しょうだん し えん えんかつ うんえい かんり はかる 支援及び指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、 りょうしゃ しょうがい じ およ び しょうがい じ しょうしゃ い か りょうしゃ など 利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思 およびじんかく そんちよう つねにとが い り りょうしゃ とう たちば たった てきせつ してい 及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定 けいかく しょうだん し えん ていきよう かくほ もくてき 計画相談支援の提供を確保することを目的とする。
うん え い ほう し ん 運営方針	1 事業所は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むこと ができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に おうじて りょうしゃ とう せんたく もとづき てきせつ ほけん いりよう ふくし しゅうろう し えん 応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、 きょういく とう サービス い か さーびす とう 教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事 ぎょうしゃ そうごうてき こうりつてき ていきよう はいりよ おこなう 業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものと する。 2 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場 に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は とくてい しょうがい ふくし きーびす じぎょう おこなうもの ふとう かたよる 特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよ う、公正中立に行うものとする。 3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

	るための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を実施するものとする。
--	--

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日までとする。 ただし、土日、国民の祝日、12月30日～1月3日は、休日とする。
営 業 時 間	午前9時から午後5時までとする

(4)計画相談支援の可能な日と時間帯

計 画 相 談 実 施 日	月曜日～金曜日までとする。 ただし、土日、国民の祝日、12月30日～1月3日は、休日とする。
実 施 時 間	午前9時から午後5時までとする

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	はやし ごろう 林 吾郎
-------	-----------------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人
相談支援専門員	【基本相談支援】 障がい児・者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定サービス利用支援及び指定障害児支援利用援助】 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。 【指定継続サービス利用支援及び指定継続障害児支援利用援助】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者、障がい児、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。	常 勤 1 人以上 非常勤 人
事務職員	計画相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 人 非常勤 人

3 提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス等

利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

【サービス等利用計画作成及び障害児支援利用計画の手順】

1	サービス 内容等に関する情報 提供	サービス等利用計画及び障害児相談支援利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等 利用計画案 及び障害児 支援利用案 の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画を作成します。
4	サービス等 利用計画案 及び障害児 支援利用 計画の 説明・交付	サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画の内容について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画を利用者等に交付します。
5	サービス 担当者会議 の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等 への 説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。

7	サービス等 利用計画及び 障害児 支援利用 計画の交付	完成したサービス等利用計画及び障害児利用支援計画を利用者又はその家族、福祉サービス担当者に交付します。
---	---	---

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定にかかる申請の勧奨を行います。
サービス等 利用計画及び 障害児支援 利用計画の 変更	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。
入所施設等 への紹介又は 地域生活への 移行に関する 情報提供等の 援助	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が指定障がい児・者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい児・者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援及び障害児支援利用計画の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障がい福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。

4 提供する指定計画相談支援及び指定障害児支援利用計画の利用者負担額について

指定計画相談支援 およびしょうがいじそ ^{だん} 及 障害児相談 支援	利用者負担額は発生しません。※
交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画 相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。 事業所から片道おおむね10km未満 500円 事業所から片道おおむね10km以上 1000円

※ 計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費について事業者が代理受領を

行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、計画相談支援給付費及び障害児相

談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供

証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に計画相談支援

給付費及び障害児相談支援給付費の支給を申請してください

5 交通費の支払い方法について

交通費の支払い 方法について	交通費について、計画相談支援及び障害児相談支援を利用した月の 翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。指定計画相談支援及 び指定障害児相談支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日 までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管を お願いします。
-------------------	--

※ 交通費の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月

以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約

した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア（氏名）林 吾郎 イ（電話番号）072-350-3124 （ファックス番号）072-350-3125 ウ（受付曜日と時間帯） 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
--	--

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の対象者であること、継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助のモニタリング期間、障がい福祉サービス等の支給量・支給内容等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定計画相談支援及び指定障害児相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に

はいりょ
に配慮します。

りようしゃ とくてい たんとうしゃ しめい
利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者について

おきづき てん ごようぼう おきやくさまそうだんまどぐちなど ごえんりょなくそうだん
お気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 はらすめんと ハラスメントについて

じぎょうしよないがい ゆうえつてき かんけい はいけい げんどう ぎようむじょうひつよう そうとう はんい
①事業所内外において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲
こ き こうい そしき きよう
を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) しんたいてきぼうりよく 身体的暴力

しんたいてき ちから つか きがい およ こうい しょくいん かいひ きがい まぬが ふく
身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(職員が回避して危害を免れたケースも含む)

(2) せいしんてきぼうりよく 精神的暴力

こじん そんげん じんかく ことば たいど きづ
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

(3) セクシャルハラスメント

い そ せいてきさそ こういてきたいど ようきゆうとう せいてき こうい
意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

じょうき とうがいじぎょうしよしよくいん た じ ぎょうしゃ かた ごりようしやおよび かぞくなど たいしやう
上記は当該事業所職員、他事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

① はらすめんと じあん はっせい ばあい まに ゆ ある もと そくざ たいおう さいはつぼうしがいぎなど
ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等
より、どうじあん はっせい ため さいはつぼうしさく けんとう
同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

② しょくいん た い たいするきほんてき かんがえかた けんしゆう じっし
職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また
ていきてき はなしあい ば もうけ かいごげんば はっせいじやうきやう はあく つとめます
定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

③ はらすめんと はんだん ばあい こういしや たいし かんけいきかん れんらく そうだん かんきやうかいぜん
ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に
たいするひつよう そち りようけいやく かいやくとう そち こうじます
対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	はやし ごろう 林 吾郎
-------------	-----------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

10 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①相談員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 緊急時の対応方法について

指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた

場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を

講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供により事故が発生した場合、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談支援及び障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	1事故 保険期間中は、1億円

1 5 身分証携行義務

指定計画相談及び指定障害児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 きろく せいび 記録の整備

(1) りようしゃとう たいする して いけいかく そうだん し えん および して いしょう が いじ そうだん し えん ていきょう かん して、

以下の記録を整備します。

① ふくし さーび すとう じぎょう おこなうものなど れんらく ちょうせい かん する きろく
福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② こ こ りようしゃ ごと に 次 に 掲げる 事項 を 記載 した 相談 支援 台帳
個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

・ さーび すとう りようけいかく あん および しょう が いじ し えん りようけいかく あん および しょう とう りよう
サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案及びサービス等利用

けいかく および しょう が いじ し えん りようけいかく
計画及び障害児支援利用計画

・ アセスメントの記録
アセスメントの記録

・ サービス だんとう しゃかい ぎ など きろく
サービス担当者会議等の記録

・ モニタリングの結果の記録
モニタリングの結果の記録

③ りようしゃ かん する しちよう せん つうち かかる きろく
利用者に関する市町村への通知に係る記録

④ りようしゃ くじょう ないよう とう きろく
利用者からの苦情の内容等の記録

⑤ じ こ じようきょう および じ こ さいして とつ た しょう ち きろく
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定計画相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者

たいして ぼぞん さーび すていきょう きろく えつらん および ふくし やぶつ こうふ せいきゅう
に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することが
できます。

(ふくし や など ひよう じつび ふたん
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 7 くじょうかいけつ たいせい および てじゆん 苦情解決の体制及び手順

(ア) ていきょう して いけいかく そうだん し えん して いしょう が いじ そうだん し えん かかる りようしゃ および
提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に係る利用者及びその

かぞく そうだん および くじょう う け つ ける まどぐち せつち かひよう しるす (【
家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【

じ ぎようしゃ まどぐち)
事業者の窓口】のとおり)

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

1. 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
2. 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
3. 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。）

【事業者の窓口】

（事業者の担当部署・窓口の名称）

所在地：堺市南区檜尾 114 番地 1

電話番号 072-350-3124

ファックス番号 072-350-3125

受付時間 09：00～17：00

【市町村の窓口】 堺市役所 健康福祉局障害福祉部障害施策推進課 堺市西区役所 地域福祉課地域福祉係 堺市中区役所 地域福祉課 堺市南区役所 地域福祉課 堺市北区役所 地域福祉課 堺市東区役所 地域福祉課 堺市美原区役所 地域福祉課 和泉市役所 生きがい健康部 障がい福祉課 大阪狭山市役所 福祉グループ 河内長野市役所 保健福祉部障がい福祉課 富田林市役所 障がい福祉課 高石市役所 保健福祉部・高齢障がい福祉課	所 在 地：堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号：072-228-7818 F A X 番号：072-228-8918 所在地：堺市西区鳳東町 6-600 電話番号：072-275-1918 F A X 番号：072-275-1919 所在地：堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号：072-270-8195 F A X 番号：072-270-8103 所在地：堺市南区桃山台 1-1-1 電話番号：072-290-1812 F A X 番号：072-290-1818 所在地：堺市北区新金岡町 5-1-4 電話番号：072-258-6771 F A X 番号：072-258-6836 所在地：堺市東区日置荘原寺 195-1 電話番号：072-287-8112 F A X 番号：072-287-8117 所在地：堺市美原区黒山 167-1 電話番号：072-361-1881 F A X 番号：072-362-7532 所在地：和泉市府中町 2-7-5 電話番号：0725-41-1551 F A X 番号：0725-41-9352 所在地：大阪狭山市狭山 1-2384-1 電話番号：072-366-0011 F A X 番号：072-366-9696 所在地：河内長野市原町 1-1-1 電話番号：0721-53-1111 F A X 番号：0721-55-1435 所在地：富田林市常盤町 1-1 電話番号：0721-25-1000 F A X 番号：0721-25-3123 所在地：高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号 電話番号：072-265-1001 F A X 番号：072-263-6116
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所 在 地 大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 2 階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660

18 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがつび 重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---	----------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつ およびしゃかいせいかつ そうごうてき しえん
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)」第5条の規定及び社会福祉法(昭和26年
法律第45号)第76条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員
及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)」第5条の規定に
基づき、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の内容に基づき、利用者及び
障害児相談支援対象保護者に説明を行いました。

事業者	しよざいち 所在地	おおさかふさかいしみなみくひのお114ばんち 大阪府堺市南区檜尾114番地1
	ほうじんめい 法人名	かぶしきかいしゃ 株式会社ケアサポートリング
	だいひょうしゃめい 代表者名	だいひょうとりしまりやく 代表取締役 黒岩 徹也 印
	じぎょうしよめい 事業所名	りょういくそうだんしつ せんしゅう療育相談室
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たしか うけました
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

としようしゃ 利用者 及び障害児 相談支援 対象児童	じゅうしよ 住所	
	しめい 氏名	印

じょうきしよめい
※上記署名は、()が代行しました。

だいりにん 代理人 および保護者	じゅうしよ 住所	
	しめい 氏名	印